

琉球大学学術リポジトリ

共同不法行為と責任ルール

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2011-03-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 越野, 泰成, Koshino, Yasunari メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002005756

共同不法行為と責任ルール*

越野 泰成[†]

1 はじめに

1996年3月、東京・大阪両地方裁判所においてHIV訴訟（エイズ薬害訴訟）の裁判上の和解が成立した。HIV事件（エイズ薬害事件）とは、血友病治療のために用いられた非加熱濃縮血液製剤にエイズ・ウイルス（HIV）が混入していたことによって引き起こされた薬害事件であり、HIV訴訟は、この被害者らが血液製剤を製造・販売した製薬会社5社と国に損害賠償責任を問うたものである。この事例のように損害が複数加害者の不法行為によって引き起こされるような状況を一般的に共同不法行為があるという。

民法は、共同不法行為に関する定めを719条1項前段に、加害者不明の共同不法行為に関する定めを719条1項後段に置いているが、とくに問題となるのは後者が適用される場合である。この場合には、複数加害者の加害行為と生じた損害の事実的因果関係が明確でなく、その損害の加害者を特定化することが困難な状況が多い。そのため複数加害者間での責任（賠償）の負担方法が問題となってくる。

そこで本論文では、Marino（1991）および越野（1999）をもとに、719条1項後段が適用される場合に焦点を当て、被害者に対する全損害の補償のためのいくつかの責任ルールを導入し、潜在的な複数加害者の行動への影響を考察し、それを通して社会的に望ましい責任ルールを考察することにする¹。結果としては、越野（1999）と同様に、生産水準と注意水準の両方に依存せず各企業に全損害を負担させる責任ルールが、またはそれら両方に依存した責任ルールが望ましいことが示される。しかし、前者のルールは各企業が過大負担となり、後者のルールは制度運営費用がかなり大きくなり、これらの点も同時に考慮す

* 本論文は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究B：課題番号16730098）による研究成果の一部である。

る必要があることが判明する。

本論文の構成は次の通りである。2節で共同不法行為の適用が問題となりうる紛争類型を講学上の観点から整理し、責任ルールを導入する際に問題となる点を考察する。3節でモデルの枠組みを説明し、社会的最適な生産水準と注意水準を導出する。4節で前節のモデルを使い、いくつかの責任ルールに従って潜在的加害者である企業側が全損害を分担する場合、生産水準と注意水準にどのような影響を与えるのかを分析し、社会的に望ましい責任ルールを考察する。そして最後に5節で結びとしてまとめ・今後の課題を述べることにする。

2 共同不法行為

2.1 共同不法行為の類型

1996年3月、東京・大阪両地方裁判所においてHIV訴訟の裁判上の和解が成立した。HIV事件とは、血友病治療のために用いられた非加熱濃縮血液製剤にエイズ・ウイルスが混入していたことによって引き起こされた薬害事件であり、HIV訴訟は、この被害者らが血液製剤を製造・販売した製薬会社5社と国に損害賠償責任を問うたものである。この訴訟の焦点は、国と製薬会社に過失があったこと、および全被害者の救済という2点であった²。この事例のように損害が複数加害者の不法行為によって引き起こされるような状況を一般的に共同不法行為があるという。

民法は、共同不法行為に関する定めを719条1項前段に、加害者不明の共同不法行為に関する定めを719条1項後段に置いている。もちろん加害者が複数である場合は常に共同不法行為が適用されるわけではなく、719条の適用領域を画する基準については諸説が乱立し、統一基準がないのが現状であるようである³。そこでここでは、内田（1997）に従って、加害者が複数であるために共同不法行為の適用が問題となりうる紛争類型を講学上の観点から整理してみよう。

内田（1997）によれば、複数加害者の不法行為は、次の4つに分類できる⁴。

第1の類型は、各加害者の別個の加害行為がたんに競合して（重なり合っ）て損害が生じた場合であり、独立不法行為競合型と呼ばれる。例えば、AとBがそれぞれ運転する自動車Cの民家に同時に突っ込んで別々のドアを壊した事例が妥当する⁵。

第2の類型は、複数加害者の加害行為によって損害が生じているが、各人が別個の不法行為を行っているのではなく、全体としてひとつの不法行為がなされていると解釈できる場合であり、加害行為一体型と呼ばれる。例えば、AとBが共謀して加害行為を行い、Cに複数箇所の怪我をさせた事例が妥当する⁶。

第3の類型は、複数加害者は個々に加害行為を行っているが、実際は全員の行為によって1つの損害が生じた場合であり（損害に一体性がある）、損害一体型と呼ばれる。例えば、ABCの複数の企業が別々に廃液を川に流し、その結果下流で農家Dの農作物に被害が生じた事例が妥当する。

第4の類型は、加害者と思われるグループのうちの誰かが加害者であることは明らかであるが、それが特定できない場合であり、加害者不明型と呼ばれる。例えば、ABCの複数の企業が完全に安全でない薬を別々に販売し、その結果投薬者Dが病気になったが、どの企業の薬なのか分からない事例が妥当する。

2.2 共同不法行為と責任ルール

ここでは、前項での共同不法行為の類型をもとに、複数加害者の不法行為によって損害が生じる場合、被害者に対する全損害の補償のための責任ルールを導入する際に問題となる点を考察してみよう⁷。その際には、加害者の不法行為と損害の事実的因果関係、ならびに損害がどの加害者によるのかの特定化が重要なポイントとなる。

まず独立不法行為競合型である。この類型は独立の不法行為がたんに競合して損害が生じているにすぎないため、事例ではAとBはそれぞれ自分の加害行為と事実的因果関係のあるドアの破損にのみ賠償責任を負うことになる。これは他の類型と比較して、事実的因果関係ならびに加害者の特定化は容易であろう。それゆえ一般的な不法行為を規定した709条によって個別の不法行為として処理できると考えられ、719条を適用する必要のないよ

うに思われる。

次に加害行為一体型である。この類型は複数加害者による別々の加害行為をひとつの行為とみなすため、事例では A と B は共謀して行った加害行為と事実的因果関係のある C の怪我に連帯して責任を負うことになる。これは A と B の個々の加害行為と直接の因果関係がない部分まで責任を及ぼすのが妥当と考えられるためであり、719 条 1 項前段の適用が妥当となる。また独立不法行為競合型と同様に、他の類型と比較して、事実的因果関係ならびに加害者の特定化は容易であろう。

次に損害一体型である。この類型は複数加害者が個々に加害行為を行っているが、生じた損害に一体性があるため、事例のようなタイプの公害が典型例となる。この場合、ABC 社の廃液が、それぞれどの程度農家 D の被害に寄与しているのが特定することは一般的に難しく、上述の 2 つの類型と比較すると、事実的因果関係ならびに加害者の特定化は困難であろう。また損害との因果関係が明確でないため責任が生じないことを避けるため、719 条 1 項後段の類推適用範囲となる。

最後に加害者不明型である。この類型は加害行為を行ったグループのうち誰かが加害者であることは明らかだが、それが誰か特定できないため、事例のようなタイプの薬害事件が典型例となる。この場合、ABC 社の薬が損害を生じさせたことは明らかであるが、投薬者 D の被害はどの会社の薬によるかが特定できないため、事実的因果関係は明確であるが、損害一体型と同様に加害者の特定化は困難であろう。もちろん 719 条 1 項後段の適用範囲となる。

以上より 719 条の適用範囲となるのは、加害行為一体型、損害一体型、加害者不明型となる。特に後者の 2 類型は事実的因果関係の不明確さや加害者の特定の困難さが指摘できる。そのため責任ルール導入の際には、複数加害者間での責任（賠償）の負担方法が問題となってくる。

3 共同不法行為と社会的最適性

この節では、Marino (1991) および越野 (1999) をもとに完全に安全でない財を生産す

共同不法行為と責任ルール（越野 泰成）

る n の企業を潜在的な複数不法行為者と想定し、共同不法行為が適用される場合の社会的に最適な生産水準と注意水準を導出する。なお前節の分析より、以下では719条1項後段が適用される場合を想定するが、簡単化のため損害が生じた場合には事実的因果関係は推定され、損害は加害者が連帯して負担することになる、と仮定し分析を行う。

3.1 消費者

代表的な消費者を想定する。代表的な消費者は当初所得 Y を持っており、この一部を使って完全に安全でない財を購入するとする。その財の価格を p 、購入量を q_c 、支出しない所得を y とする。当該財の消費からの損害を全て企業側が負担する仮定より、消費者は

$$U(q_c) + y \quad (1)$$

となる効用関数を持つことになる。ただし $U' > 0$ 、 $U'' < 0$ である。このとき効用最大化より、逆需要関数

$$p = U'(q_c) \quad (2)$$

が導出される。

3.2 損害の算出

いま完全に安全でない財を生産する n の企業を潜在的な複数不法行為者であるとしよう。当該財の損害を全て企業側が負担する仮定より、各企業の負担する総費用（期待総費用） L_i は

$$L_i = c_i(a_i, q_i) + s_i D(a_1, \dots, a_n) \sum q_i \quad ; \quad i = 1, \dots, n \quad (3)$$

と表されることになる。ここで

a_i : 企業 i の注意水準, q_i : 企業 i の財の生産水準

$c_i(a_i, q_i)$: 企業 i の費用関数, $\partial c_i / \partial a_i > 0$, $\partial c_i / \partial q_i > 0$

$D(a_1, \dots, a_n)$: 財 1 単位当たりの期待損害額, $\partial D / \partial a_i < 0$

$s_i = s_i(q_1, \dots, q_n; a_1, \dots, a_n)$: 企業 i の期待損害額の負担率, $\sum s_i \leq 1$

である。共同不法行為の想定より市場全体の期待損害額がすべての企業の注意水準に依存すると仮定し、期待損害額の算出を行っている。(3)の $D(a_1, \dots, a_n) \sum q_i$ は、その状況を表している。また 719 条 1 項後段が適用される場合を想定しているので、各企業の期待損害額の負担率 s_i は、一般的にすべての企業の生産水準と注意水準に依存することにする。Marino (1991) では、 a_i を企業 i の財の事故発生の確率とし、すべての i に対して、 $D(a_1, \dots, a_n)$ を

$$D(a_1, \dots, a_n) = D(a_i) \quad (4)$$

としている。(4)では、企業 i の財 q_i による期待損害額が $D(a_i)q_i$ と表され、期待損害額が企業 i の事故発生の確率のみに依存することになる。これでは共同不法行為の要件を十分に満たしていないように思われる⁸。そこで越野 (1999) では、 $D(a_1, \dots, a_n)$ を

$$D(a_1, \dots, a_n) = \frac{d}{a_1 + \dots + a_n} = \frac{d}{\sum a_i} \quad (5)$$

と特定化することで、この状況を表している。このことで企業 i の財 q_i による期待損害額が $(d / \sum a_i)q_i$ と表され、期待損害額がすべての企業の注意水準に依存することになり、想定している場合の要件を十分に満たすことになる。なお d はパラメーターである。

また企業 i の費用関数 $c_i(a_i, q_i)$ を注意水準と生産水準の積の形で表し

$$c_i(a_i, q_i) = a_i q_i \quad (6)$$

と簡単化する⁹。(5)、(6)より、(3)は

$$L_i = a_i q_i + s_i \frac{d}{\sum a_i} \sum q_i \quad ; \quad i = 1, \dots, n \quad (7)$$

となる。

3.3 社会的最適化

以上より、代表的な消費者と n の企業がいる場合の社会的総余剰（期待総余剰） W は

$$W = U\left(\sum q_i\right) + \left(\sum a_i q_i + \frac{d}{\sum a_i} \sum q_i\right) \quad (8)$$

となる。最大化の1階の条件より、社会的に最適な水準 (q_i^*, a_i^*) はそれぞれ

$$U'\left(\sum q_i^*\right) = a_i^* + \frac{d}{\sum a_i^*} \quad (9)$$

$$q_i^* = \frac{d \sum q_i^*}{\left(\sum a_i^*\right)^2} \quad (10)$$

を満たすことになる¹⁰。(9)は、この財の限界便益と限界費用が等しい水準で財の生産量が決定されることを示しており、右辺より財の限界費用が生産による限界費用と期待損害額による限界費用の合計から構成されていることがわかる。(10)は、財に関する総費用を最小化するように注意水準が決定されることを示している¹¹。

以下では、 n の同質な企業を想定するので、すべての i に対して、 $q_i = q$, $a_i = a$ となり、(9)、(10)は、それぞれ

$$U'(nq^*) = 2\sqrt{\frac{d}{n}} \quad (11)$$

$$a^* = \sqrt{\frac{d}{n}} \quad (12)$$

と表されることになる。

4 責任ルールの影響

2 節より 719 条 1 項後段が適用される場合、事実的因果関係の不明確さや加害者の特定の困難さのため、複数加害者間での責任（賠償）の負担方法が問題となってくる。そこでこの節では、3 節のモデルを使い、いくつかの責任ルールに従って潜在的加害者である企業側が全損害を分担する場合、生産水準と注意水準にどのような影響を与えるのかを考察しよう。

4.1 企業の行動

まず対象とする市場を

- 1) 各企業は全損害を責任ルール s_i によって分担しなければならぬと認識
- 2) n の同質な企業が生産量 q_i と注意水準 a_i を決める寡占市場¹²

と想定する。この想定のもとで各企業の利潤最大化行動は

$$\max \pi_i(q_1, \dots, q_n, a_1, \dots, a_n) \quad ; \quad i=1, \dots, n \quad (13)$$

となる。(7)より π_i は

$$\pi_i = U' \left(\sum q_i \right) q_i - a_i q_i - s_i \left(\frac{d}{\sum a_i} \sum q_i \right) \quad (14)$$

となる。またここでは破産の問題はないとする。

4.2 責任ルールの影響

1) 懲罰的な責任ルール

まず、すべての企業に対して生産水準にも注意水準にも依存しない

$$s_i(q_1, \dots, q_n; a_1, \dots, a_n) = 1 \quad (15)$$

という責任ルールを考える（以下、ルール I）。これは共同不法行為者が損害に対して連帯責任を負うという視点から、各企業にそれぞれ全損害額を負担させる懲罰的損害賠償の性質を持った責任ルールと解釈できる。すると(14)は、

$$\pi_i = U'(\sum q_i) q_i - a_i q_i - \frac{d}{\sum a_i} \sum q_i \quad (16)$$

となる。最大化の1階の条件より、企業にとって最適な水準 (q_i^1, a_i^1) は、

$$U'(\sum q_i^1) + U''(\sum q_i^1) q_i^1 = a_i^1 + \frac{d}{\sum a_i^1} \quad (17)$$

$$q_i^1 = \frac{d \sum q_i^1}{(\sum a_i^1)^2} \quad (18)$$

となる。(17)の右辺の第2項目より明らかに損害の内部化が行われている。ルールIより各企業は全期待損害額を負担するため、(18)は(10)と同じになる。想定より均衡ではすべての*i*に対して、 $q_i^1 = q^1$ 、 $a_i^1 = a^1$ となり、(17)、(18)はそれぞれ

$$U'(nq^1) + U''(nq^1) q^1 = 2\sqrt{\frac{d}{n}} \quad (19)$$

$$a^1 = \sqrt{\frac{d}{n}} \quad (20)$$

となる。ルールIによって各企業はそれぞれ全損害を負担するため、社会的最適な水準と比較すると、注意水準は $a^* = a^1$ となる。しかし生産水準は寡占市場による企業の持つマーケットパワーの影響を受け、 $nq^* = Q^* > Q^1 = nq^1$ となる¹³。

2) 生産水準に依存する責任ルール

次に企業の生産水準にのみ依存した責任ルールを考える（以下、ルールII）。ここではその1つとして

$$s_i(q_1, \dots, q_n; a_1, \dots, a_n) = \frac{q_i}{\sum q_i} \quad (21)$$

を取り上げる。これは、当該財市場のマーケットシェアによって分担する責任ルールであ

り、過去のいくつかの事例で採用されている¹⁴。最大化の 1 階の条件より、企業にとって最適な水準 $(q_i^{\text{II}}, a_i^{\text{II}})$ は、それぞれ

$$U'(\sum q_i^{\text{II}}) + U''(\sum q_i^{\text{II}}) q_i^{\text{II}} = a_i^{\text{II}} + \frac{d}{\sum a_i^{\text{II}}} \quad (22)$$

$$q_i^{\text{II}} = \frac{dq_i^{\text{II}}}{(\sum a_i^{\text{II}})^2} \quad (23)$$

を満たすことになる。この場合、マーケットシェアによって各企業は自己の生産量に関する期待損害額を負担するため(23)は (10)とは異なっている。均衡での想定より(22), (23)はそれぞれ

$$U'(nq^{\text{II}}) + U''(nq^{\text{II}}) q^{\text{II}} = \left(1 + \frac{1}{n}\right) \sqrt{d} \quad (24)$$

$$a^{\text{II}} = \frac{\sqrt{d}}{n} \quad (25)$$

となる。ルールⅡによって各企業は自己の生産量に関する期待損害額だけを負担するため、社会的最適な水準と比較すると、注意水準は $a^* > a^{\text{II}}$ となる。一方、生産水準は財の限界費用が企業の注意水準に依存しており、かつ寡占市場による企業の持つマーケットパワーの影響を受けるため $nq^* = Q^* > Q^{\text{II}} = nq^{\text{II}}$ となる¹⁵。

3) 注意水準に依存した責任ルール

次に企業の注意水準にのみ依存した責任ルールを考える（以下、ルールⅢ）。ここではその 1 つとして

$$s(a_i) = -1 + \left(1 + \frac{1}{n}\right) (a^*)^{-\frac{1}{n}} (a_i)^{\frac{1}{n}} \quad (26)$$

を取り上げる。ルールⅢは、均衡で $\sum s_i = 1$ となり、かつ注意水準の平均負担率と限界負

担率が等しくなるように構築されている¹⁶。最大化の1階の条件、および均衡での想定より、企業にとって最適な水準($q_i^{\text{III}}, a_i^{\text{III}}$)は

$$U'(nq^{\text{III}}) + U''(nq^{\text{III}})q^{\text{III}} = \left(1 + \frac{1}{n}\right)\sqrt{\frac{d}{n}} \quad (27)$$

$$a^{\text{III}} = \sqrt{\frac{d}{n}} \quad (28)$$

となる。ルールIIIの導出方法より均衡において注意水準の平均負担率と限界負担率が等しくなるため、社会的最適な水準と比較すると、注意水準は $a^* = a^{\text{III}}$ となる。しかし生産水準は大小関係が確定しない。

4) 生産水準および注視水準に依存する責任ルール

最後に企業の生産水準と注意水準の両方に依存した責任ルールを考える(以下、ルールIV)。ここではその1つとして

$$s_i(q_1, \dots, q_n; a_1, \dots, a_n) = \frac{1}{\theta_i} \bigg/ \sum \frac{1}{\theta_j} \quad (29)$$

を取り上げる。ここで $\theta_i = a_i/q_i$ であり、企業*i*の財1単位当たりの注意水準を意味することになる。ルールIVは、均衡において生産水準と注意水準の平均負担率と限界負担率がそれぞれ等しくなるように構築されている。また θ_i が高くなるにつれ(a_i が高くなるか、 q_i が減少する)、負担率が減少するように作用する($\partial s_i/\partial \theta_i < 0$)。最大化の1階の条件、

および均衡での想定より、企業にとって最適な水準($q_i^{\text{IV}}, a_i^{\text{IV}}$)は

$$U'(nq^{\text{IV}}) + U''(nq^{\text{IV}})q^{\text{IV}} = 2\sqrt{\frac{d}{n}} \quad (30)$$

$$a^{\text{IV}} = \sqrt{\frac{d}{n}} \quad (31)$$

となる。ルールIVの導出方法より均衡において生産・注意水準の平均負担率と限界負担率

が等しくなるため、社会的最適な水準と比較すると、注意水準は $a^* = a^{IV}$ となる。しかし生産水準は寡占市場による企業の持つマーケットパワーの影響を受け、 $nq^* = Q^* > Q^{IV} = nq^{IV}$ となる¹⁷。

4.3 責任ルールの比較

前節の分析より、4つの責任ルールの生産水準および注意水準への影響をそれぞれ比較することで、以下のことが導出される。

【命題】

n の同質な企業による寡占市場を想定する。そしてこれら n の企業が完全に安全でない財を生産する潜在的な複数加害者であるとしよう。そして当該財から損害が生じたとき、その全損害を上述の4つの責任ルールによって各企業が分担するとする。

このとき各企業の財の生産水準および注意水準を社会的最適な水準とそれぞれ比較すると

$$a^* = a^I = a^{III} = a^{IV} > a^{II}$$

$$Q^* > Q^I = Q^{IV} \quad \& \quad Q^* > Q^{II}$$

となる（ただし、 Q^* と Q^{III} 、および各ルールでの生産水準の大小関係は確定しない）。

以上より、効率性の観点（社会的最適な生産・注意水準の達成という観点）からは、ルールIIより、ルールIあるいはルールIVの適用が望ましいことがわかる¹⁸。しかし適用の際には、これら2つのルールは運用面や負担の公平性という観点からは問題点が指摘できる。ルールIでは裁判所などの当局は何らの情報を入手する必要がないため比較的運営の費用は低いが、企業側の損害以上の超過負担という負担の不公平さや、それによる産業衰

退の可能性の問題などが指摘できる¹⁹。一方、ルールIVでは裁判所などの当局は、損害が生じたときの各企業の生産水準と注意水準についての情報を入手しなければならず、生産水準の情報の入手は比較的容易であるが注意水準の情報の入手は困難であり、それゆえ比較的運営の費用は高くなることが予想される。それゆえ、現実的には効率性だけでなく負担の公平性や制度運営費用も視野に入れ、それらのなかで何を優先し何をどの程度犠牲にしなければならないかなどを考慮し、それらの最適な組合せを実現するように責任ルールを適用していくことが必要であろう。

5 むすび

本論文では、完全に安全でない財を生産する n の企業を潜在的な複数加害者として、719条1項後段が適用される状況を想定した。そしてその状況下で、Marino (1991) および越野 (1999) をもとに、被害者に対する全損害の補償のためのいくつかの責任ルールを導入し、潜在的な複数加害者の行動への影響を考察、それを通して社会的に望ましい責任ルールを考察した。結果は越野 (1999) と同様に、過去のいくつかの事例で採用されている責任ルール（ルールII）は支持されず、生産水準と注意水準の両方に依存せず各企業に全損害を負担させる責任ルール（ルールI）が、またはそれら両方に依存した責任ルール（ルールIV）が望ましいことが示された。しかし前者のルールは各企業が過大負担となり、後者のルールは制度運営費用がかなり大きくなり、これらの点も同時に考慮する必要があり、これら2つのルールが他のルールに比べて必ずしも望ましいとはいえないかもしれない。それゆえ効率性だけでなく負担の公平性や制度運営費用も視野に入れ、それらのなかで何を優先し何をどの程度犠牲にしなければならないかなどを考慮し、それらの最適な組合せを実現するように責任ルールを適用していくことが必要であろう。

最後に、今後の課題を述べよう。まず責任ルールは各企業の長期の行動にも影響を与えることが予想される。それゆえ責任ルールの長期への影響を分析することが1つめの課題となる²⁰。また判例を通し、719条1項後段が適用された事例ではどのような責任分担が採用されているかを調べる必要がある。そしてより現実に応用できる責任ルールを提言する

ことが2つめの課題となる。

注

↑本論文は「六甲フォーラム」（神戸大学大学院経済学研究科主催）における報告に一部基づいています。フォーラムでは本論文に関し、福田亘教授ならびに参加者の方々より貴重なコメントを頂きました。記して感謝いたします。もちろん内容に関する責任は全て筆者にあります。また法律の内容に関して不正確であるおそれがあるが、筆者は法律の専門家ではないのでお許しいただきたい。

¹ 完全に安全でない財を生産する n の企業を潜在的な複数不法行為者と想定している。

² HIV訴訟は、製薬会社5社に対しては、債務不履行責任（安全配慮義務違反）と民法709条の不法行為責任を根拠として損害賠償責任を問うたものであり、結果として和解による解決であった。宇都木（1996）によれば、HIV感染の確認が日本で可能になったのは1985年であり、その時にはHIV罹患血友病患者のほとんどが既に感染しており、感染源を特定することは困難であった。これは、ある被害者の損害はどの加害者によるものか特定できないような状況に対応するであろう。また判決となった場合、淡路（1997）によれば、被害者が加害者を特定できない問題は、1つの解決として共同不法行為（民法719条1項前段および後段）の問題として解決され得たであろう、としている。このことからHIV薬害事件では、共同不法行為が成立していたと考えられる。

³ 共同不法行為理論は従来から大きな論争点の1つであり、その解釈は混迷を極めており、理論的に問題の多い制度と言われている。

⁴ もちろん他の類型もある。例えば、加賀山（1997）を参照。

⁵ 本中の事例は内田（1997）を参考にしている。

⁶ この事例のように共謀があった場合が典型例であるが、社会通念上一体と評価される場合も含む。

⁷ もちろん事故防止のインセンティブも与える。

⁸ Marino（1991）やPolinsky & Rogerson（1983）では、財1単位当たりの損害額を Z で一定とし、企業 i の財の事故発生の確率を a_i としているため（5）は

$$D(a_i) = a_i Z$$

と表されることになる。

⁹ Marino (1991) や Polinsky & Rogerson (1983) では、企業 i の財の事故発生の確率を a_i とし、財 1 単位当たりの限界費用を $c(a_i)$ で表し、企業の費用関数 c_i を

$$c_i = c(a_i) q_i ; c' < 0, c'' > 0$$

としている。

¹⁰ 最大化の 2 階の条件が成立し、内点解が存在することを仮定する。

¹¹ 総費用は財の生産費用と負担する期待損害額の和を意味する。以下同じである。

¹² 複数加害者を想定しているので、寡占市場の想定は妥当であると思われる。これに対し越野 (1999) は、完全競争市場での分析を行っている。

¹³ $U'' < 0$ なので、(11)と(19)より $nq^* = Q^* > Q^I = nq^I$ となる。

¹⁴ アメリカの「DES 判決」や日本の「スモン判決」、「HIV 事件和解決」などがある。

¹⁵ $n > 1$ かつ $U'' < 0$ なので、(11)と(24)より $nq^* = Q^* > Q^II = nq^II$ となる

¹⁶ 均衡において (26) は

$$ns(a_i) = 1$$

$$1 = \frac{d}{n(a_i)^2}$$

$$-1 - \frac{ds}{da} \frac{d}{a_i} + s \cdot \frac{d}{n(a_i)^2} = 0$$

を満たせばよい。

¹⁷ $U'' < 0$ なので、(11)と(30)より $nq^* = Q^* > Q^IV = nq^IV$ となる。

¹⁸ Q^* と Q^III の大小関係は不確定なため、ルール III の適用に関しては同様の分析できない。

¹⁹ 企業側の超過負担軽減の視点からは

$$s_i(\cdot) = \frac{\sqrt{n}}{n}$$

という責任ルールも考えられる。また懲罰的損害賠償は日本の不法行為に基づく損害賠償制度では一般的に認められていない。

²⁰ モデル内の企業数 n を ∞ に近づける方法があるが、分析上いくつかの問題点があり、これは今後の課題としたい。

参考文献

- 淡路 剛久 (1996) 「HIV 訴訟と和解」『ジュリスト』 No.1093 pp.52-61
- 淡路 剛久 (1997) 「繰り返された薬害事件—スモン事件からエイズ薬害事件へ—」『自由と正義』 Vol.48 No.2 pp.24-34
- 濱田 宏一 (1977) 『損害賠償の経済分析』東京大学出版会
- 加賀山 茂 (1997) 「共同不法行為」『新・損害賠償法講座4』日本評論社 pp.373-94
- 岸本 哲也・入谷 純 編著 (1998) 『公共経済学』 八千代出版
- 越野 泰成 (1999) 「損害賠償の負担方法と経済的効率性—共同不法行為の経済分析からみた HIV 訴訟 (2次) 和解案における企業の損害負担についての—考察—」日本公共政策学会年報 全20頁
- Landes, W.M. & R.A. Posner (1987) *The Economic Structure of Tort Law*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Marino, A. (1991) "Market Share Liability and Economic Efficiency." *Southern Economic Journal* Vol.57 pp.667-75
- Micell, T.J. (1997) *Economics of The Law*. New York: Oxford University Press.
- Polinsky, A. & W. Rogerson (1983) "Product Liability, Consumer Misperceptions and Market Power." *Bell Journal of*

共同不法行為と責任ルール（越野 泰成）

Economics Vol.14 pp.581-89

Shavell,S. (1985) *An Economic Analysis of Accident Law*. Cambridge,Mass.:Harvard University Press.

内田 貴 (1997) 『民法Ⅱ：債権各論』 東京大学出版会

宇都木 伸 (1996) 「HIV 訴訟和解案と今後の課題」 『法律時報』 Vol.68 No.2 pp.2-5

吉村 良一 (2005) 『不法行為法』 第3版 有斐閣